

生駒市規則第27号

R A K U－R A K Uはうす条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和7年10月14日

生駒市長 小 紫 雅 史

R A K U－R A K Uはうす条例施行規則を廃止する規則

R A K U－R A K Uはうす条例施行規則（平成13年4月生駒市規則第13号
）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。